

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年1月6日

福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 市が事業実施主体となって、高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行い、また、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業の内容及び実施方法)

第4条 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第一号事業）

ア 訪問型サービス（第一号訪問事業）

(ア) 介護予防型訪問サービス

指定事業者により実施する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの

(イ) ターミナル支援型訪問サービス

がん末期の診断を受けた者に対して指定事業者により実施する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの

(ウ) 生活援助型訪問サービス

指定事業者により実施する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の人員等を緩和した基準によるサービス

イ 通所型サービス（第一号通所事業）

(ア) 介護予防型通所サービス

指定事業者により実施する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するもの

(イ) トレーニング型通所サービス

指定事業者により実施する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防訪問介護の人員等を緩和した基準によるサービス

ウ 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

地域包括支援センター等により実施する法115条の45第1号ニに規定するサービス

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5条 前条第1号に掲げる事業を利用することができる対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 基本チェックリストの記入内容が事業対象基準に該当した第一号被保険者（以下「事業対象者」という。）

2 前条第2号に掲げる事業を利用することができる対象者は、第一号被保険者とする。

(第一号事業に要する費用の額)

第6条 施行規則第140条の63の2第1項第1号イの厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額及び同項第3号イの市が定める基準により算定した費用の額は、別表1に掲げる一単位の単価及び別表2に掲げる基本単位等により算定するものとする。

2 前項の規定により第一号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

3 当該費用の算定にあたっては、前2項に掲げるほか、地域支援事業実施要綱の規定に準ずるものとする。

(第一号事業支給費の割合)

第7条 総合事業に係る第一号事業支給費の割合は、次に掲げる割合とする。

(1) 介護予防型訪問サービス、ターミナル支援型訪問サービス、生活援助型訪問サービス、介護予防型通所サービス及びトレーニング型通所サービスについては施行規則第140条の63の2第1項第3号イの市が定める割合は100分の90とする。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業 施行規則第140条の63の2第1項第3号ロの市が定める額の100分の100とする。

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者及び事業対象者（次項に規定する居宅要支援被保護者及び事業対象者を除く。）が受ける第一号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者及び事業対象者が受ける第一号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(審査及び支払)

第8条 市長は、第一号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により兵庫県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(支給限度額)

第9条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が総合事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額（以下「事業対象者支給限度額」という。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、事業対象者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認めた場合には、その必要と認める範囲内において前項の事業対象者支給限度額を超える額を事業対象者支給限度額とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(第一号事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第11条 指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

(1) 介護予防型訪問サービス及びターミナル支援型訪問サービス

施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準

(2) 生活援助型訪問サービス

加古川市生活援助型訪問サービス及びトレーニング型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行。以下「基準要綱」という。）に規定する基準

(3) 介護予防型通所サービス

施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準

(4) トレーニング型通所サービス

基準要綱に規定する基準

(指導及び監査)

第12条 市長は、第一号事業の適切かつ有効な実施のため、第一号事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この要綱の規定は、施行の日以後における総合事業の実施に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

サービス種類	一単位の単価
第一号訪問事業	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に本市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
第一号通所事業	単価告示の規定により10円に本市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

別表 2 (第 6 条関係)

事業種別	対象者	サービス 利用回数	基本単位	加算及び減算
1 介護予防 型訪問サービ ス	事業対象 者、要支 援 1 及び 2	週 1 回程度	1 回当たり 268 単 位。 ただし、月 4 回を超 える場合は 1 月当 たり 1,176 単位とす る。	地域支援事業実 施要綱別添 1 の 規定に準ずる。
	事業対象 者、要支 援 1 及び 2	週 2 回程度	1 回当たり 272 単位。 ただし、月 8 回を超 える場合は 1 月当 たり 2,349 単位とす る。	
	要支援 2	週 2 回を超 える場合	1 回当たり 287 単位。 ただし、月 12 回を 超える場合は 1 月当 たり 3,727 単位とす る。	
2 ターミナ ル支援型訪問 サービス	事業対象 者、要支 援 1 及び 2	月 4 回まで	1 回当たり 268 単位	地域支援事業実 施要綱別添 1 の 規定に準ずる。 ただし、生活機 能向上連携加算 は適用しない。
	事業対象 者、要支 援 1 及び 2	月 5 回から 月 8 回まで	1 回当たり 272 単位	

	要支援 2	月 9 回から 月 12 回ま で	1 回当たり 287 単位	
	要支援 2	月 12 回を 超える場合	1 月当たり 3,727 単 位	
3 生活援助 型訪問サービ ス	事業対象 者、要支 援 1 及び 2	週 1 回程度	1 回当たり 218 単位。 ただし、月 4 回を超 える場合は 1 月当た り 957 単位とする。	地域支援事業実 施要綱別添 1 の 規定に準ずる。 ただし、生活機 能向上連携加算 は適用せず、減 算は同一建物減 算のみを適用す る。
	事業対象 者、要支 援 1 及び 2	週 2 回程度	1 回当たり 221 単位。 ただし、月 8 回を超 える場合は 1 月当た り 1,912 単位とする。	
	要支援 2	週 2 回を超 える場合	1 回当たり 234 単位。 ただし、月 12 回を超 える場合は 1 月当た り 3,033 単位とする。	
4 介護予防 型通所サービ ス	事業対象 者、要支 援 1	週 1 回程度	1 回当たり 384 単位。 ただし、月 4 回を超 える場合は 1 月当た り 1,672 単位とす る。	地域支援事業実 施要綱別添 1 の 規定に準ずる。
	要支援 2	週 2 回程度	1 回当たり 395 単位。 ただし、月 8 回を超 える場合は 1 月当た り 3,428 単位とす る。	

5 トレーニング型通所サービス	事業対象者、要支援1	週1回程度	1回当たり 324 単位。 ただし、月4回を超える場合は1月当たり 1,409 単位とする。	地域支援事業実施要綱別添1の規定に準ずる。 ただし、サービス提供体制強化加算は適用しない。
	要支援2	週2回程度	1回当たり 333 単位。 ただし、月8回を超える場合は1月当たり 2,890 単位とする。	